

ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設
特別養護老人ホーム春日丘荘「彩の家」
運営規程

(趣旨)

第1条 この規程は、社会福祉法人大阪府社会福祉事業団が運営するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設 特別養護老人ホーム春日丘荘「彩の家」(以下「施設」という。)の適正な運営を図るため、必要な事項を定めるものとする。

(施設の目的及び運営の方針)

第2条 施設は、入居者一人一人の意思及び人格を尊重し、少数の居室及び当該居室に近接して設けられる共同生活室(以下「ユニット」という。)ごとにおいて地域密着型施設サービス計画に基づき、その居宅における生活への復帰を念頭において、入居前の居宅における生活と入居後の生活が連続したものになるよう配慮しながら、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自律的な日常生活を営めるよう支援することを目指すものとする。

2 施設は、地域や家庭との結びつきを重視した運営を行い、茨木市、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、春日丘荘並びに他の介護保険施設、その他の保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

3 施設は、「茨木市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成24年12月10日茨木市条例第46号)に定める内容を遵守し、事業を実施するものとする。

(施設の名称及び所在地)

第3条 施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名 称：特別養護老人ホーム春日丘荘「彩の家」
- (2) 所在地：大阪府茨木市南春日丘七丁目11番48号

(職員の職種、員数)

第4条 施設は、「茨木市指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成24年12月10日茨木市条例第46号)に示された所定の職員を満たした上で、下記のよ

うに配置するものとする。ただし、法令の定める範囲内で兼務することができるものとする。

- | | |
|--------------|------------------------------|
| (1) 施設長（管理者） | 1 名（常勤）特別養護老人ホーム春日丘荘に配置 |
| (2) 生活相談員 | 1 名以上（常勤） |
| (3) 介護職員 | 20 名以上（常勤 10 名以上、非常勤 10 名以上） |
| (4) 看護職員 | 3 名以上（常勤 1 名以上、非常勤 2 名以上） |
| (5) 機能訓練指導員 | 1 名以上（常勤） |
| (6) 介護支援専門員 | 1 名以上（常勤） |
| (7) 医師 | 必要数（非常勤）特別養護老人ホーム春日丘荘に配置 |
| (8) 精神科医 | 1 名（非常勤）特別養護老人ホーム春日丘荘に配置 |
| (9) 栄養士 | 1 名以上（常勤または非常勤 1 名以上） |

（職務）

第 5 条

- (1) 施設長（管理者）は、施設の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等に規定されている指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護（以下「施設サービス」という。）の実施に関し、施設の職員に対し遵守すべき事項についての指揮命令を行う。施設長に（管理者）に事故があるときは、副施設長が施設長（管理者）の職務を代行する。
- (2) 副施設長は、施設長（管理者）を補佐し、施設の事務を掌理する。
- (3) 主事は、施設の庶務及び会計事務の業務に従事する。
- (4) 生活相談員は、入居者の入退所、生活相談、面接、入居者処遇の企画立案・実施に関する業務に従事する。
- (5) 介護職員は、入居者の日常生活の介護、相談及び援助の業務に従事する。
- (6) 看護職員は、入居者の看護及び診察の補助、並びに保健衛生管理の業務に従事する。看護責任者は医師の指示を受け、看取り介護に係る体制整備を図る。
- (7) 機能訓練指導員は、入居者が日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を防止するための訓練を行う。
- (8) 介護支援専門員は、居宅生活への復帰を念頭に置きながら地域密着型施設サービス計画書を作成、実施状況を把握、必要があれば計画を変更し、入居者の満足度を確保する。
- (9) 医師は、入居者に対し健康管理及び療養上の指導を行う。
- (10) 栄養士は、入居者の嗜好を考慮した献立作成、栄養管理・栄養ケアマネジ

メント、経口摂取への移行、治療食の提供、栄養量計算及び食事記録、栄養指導、給食管理の業務に従事する。

(1 1) 職員は、ボランティア等のインフォーマルサービス提供者との連携も常に考慮しなければならない。

2 職員は別に定める「介護サービスマニュアル」「感染症予防対応マニュアル」を遵守することとする。

3 日中については、ユニットごとに常時 1 人以上の介護職員を、夜間及び深夜については 2 ユニットごとに常時 1 人以上の介護職員等を介護に従事させるものとする。また、ユニットごとに常勤のユニットリーダーを配置することとする。

(職員の勤務体制等)

第 6 条 施設の職員の勤務体制は、就業規則に定めるところによる。

2 施設長（管理者）は毎月の勤務表を、その前月の末日までに策定の上、職員に周知するものとする。

3 施設長（管理者）は、業務に支障のない範囲内で、職員の資質向上のための研修の機会を積極的に設けるものとする。

(入居定員)

第 7 条 施設の入居定員は 29 名とする。

2 施設は、災害その他やむを得ない事情がある場合を除き、入居定員を超えて入居させることはない。

(ユニットの数及び定員)

第 8 条 施設が提供する居室は個室とし、施設が提供する居室は重要事項説明書に記載するとおりとする。その際、選択する階及び居室は、入居者の希望及び居室の空室状況等により、施設側が入居者に対して居室の状況、利用料等を文書により説明し同意を得るものとする。

2 ユニットは「杏（あんず）」「翠（みどり）」「茜（あかね）」の 3 ユニットとし、それぞれの定員は 10 名、10 名、9 名とする。

3 居室は、いずれかのユニットに属し、当該ユニットの共同生活室に近接して設けられている。

(サービスの内容及び手続きの説明及び同意)

第9条 施設は施設サービスの提供の開始に際し、あらかじめ入居申込者またはその家族に対し、この規程の概要、職員の勤務体制、その他必要と認められる事項を記した重要事項説明書を交付して説明を行い、施設サービス提供の開始について入居申込者の同意を得るものとする。

(サービス提供拒否の禁止)

第10条 施設は、正当な理由なく施設サービスの提供を拒んではならない。

(サービス提供困難時の対応)

第11条 施設は、入居申込者が入院治療を必要とする場合その他入居申込者に対して自ら適切な便宜を提供することが困難である場合は、適切な病院若しくは診療所又は介護老人保健施設を紹介する等の適切な措置を速やかに講じるものとする。

(受給資格等の確認)

第12条 施設は、施設サービスの提供を求められた場合は、その提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確認するものとする。

2 施設は、前項の被保険者証に認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、施設サービスを提供するよう努めるものとする。

(要介護認定の申請にかかる援助)

第13条 施設は、要介護認定を受けていない入居申込者について、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には、入居申込者の意思を踏まえ、速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行うものとする。

2 施設は、要介護認定の更新の申請が遅くとも当該入居者が受けている要介護認定の有効期限の満了日の30日前には行われるように必要な援助を行うものとする。

(入退所)

第14条 施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時介護を必要とし、かつ居宅においてこれを受けることが困難な者に対し施設サービスを提供する。

2 施設は、入居申込者の数が入居定員から入居者の数を差し引いた数を超えている場合には、介護の必要の程度及び家族等の状況を勘案し、施設サービスを受ける必要性が高いと認められる入居申込者を優先的に入居させるよう努めるものとする。

- 3 施設は、入居申込者の入居に際しては、その者に係る居宅介護支援事業者に対する照会等により、その者の心身の状況、生活歴、病歴、指定居宅サービス等の利用状況等の把握に努める。
- 4 施設は、入居者について、その心身の状況、その置かれている環境等に照らし、入居者が居宅において日常生活を営むことができるかどうかを定期的に検討するものとする。
- 5 前項の検討に当たっては、生活相談員、介護職員、看護職員、介護支援専門員等の職員の間で協議するものとする。
- 6 施設は、その心身の状況及び置かれている環境等に照らし、居宅において日常生活を営むことができると認められる入居者に対し、その者及び家族の希望、その者が退居後に置かれることとなる環境等を勘案し、その者の円滑な退所のために必要な援助を行う。
- 7 施設は、入居者の退居に際しては、居宅介護支援事業者に対する情報の提供に努めるほか、保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めるものとする。

(サービスの取扱方針)

- 第 15 条 施設は、施設サービス提供に当たって、入居者が、その有する能力に応じて、自らの生活様式及び生活習慣に沿って自律的な日常生活を営むことができるようにするため、施設サービス計画に基づき、入居者の日常生活上の活動について必要な援助を行うことにより、入居者の日常生活を支援するものとする。
- 2 施設は、施設サービスの提供に当たって、各ユニットにおいて入居者がそれぞれの役割を持って生活を営むことが出来るよう配慮するものとする。
 - 3 施設は、施設サービスの提供に当たって、入居者のプライバシーの確保に配慮するものとする。
 - 4 施設は、入居者の自立した生活を支援することを基本として、入居者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その者の心身の状況等を把握しながら、適切に施設サービスを提供するものとする。
 - 5 職員は、施設サービスの提供に当たって、入居者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行い同意を得るものとする。
 - 6 施設は、自らその提供するサービスの質の評価を行い、また施設・事業所内の掲示板等で公表することにより常にその改善を図るものとする。
 - 7 施設は、入居者について、病院または診療所に入院する必要が生じた場合であっ

て、入院後概ね3ヶ月以内に退院することが明らかに見込まれているときは、その者及びその家族の希望等を勘案し、必要に応じて適切な便宜を供与するとともに、やむを得ない事情がある場合を除き、退院後再び当該施設に円滑に入居できるようにするものとする。

(介護)

第16条 介護は、各ユニットにおいて入居者が相互に社会的関係を築き、自立的な日常生活を営むことを支援するよう、入居者の心身の状況等に応じ、適切な技術をもって行うものとする。

2 施設は、入居者の日常生活における家事を、入居者が、その心身の状況等に応じ、それぞれの役割を持って行うよう適切に支援するものとする。

3 施設は、入居者が身体の清潔を維持し、精神的に快適な生活を営むことが出来るよう、適切な方法により、入居者に入浴の機会を提供するものとする。但し、やむを得ない場合には、清拭を行うことをもってこれに代えることがある。

4 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、排泄の自立について必要な支援を行うものとする。

5 施設は、オムツを使用せざるを得ない入居者については、排泄の自立を図りつつ、そのオムツを適切に取り替えるものとする。

6 施設は、前各号に規定するものの他、入居者が行う離床、着替え、整容等の日常生活上の行為を適切に支援するものとする。

7 施設は、常時一人以上の常勤の介護職員を介護に従事させるものとする。

8 施設は、入居者に対し、その負担により、施設の職員以外の者による介護を受けさせてはならない。

9 施設は、施設サービスの提供に当たっては、入居者の家族の相談に適切に応じるとともに、常に入居者の家族との連携を図り、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(食事)

第17条 施設は、栄養並びに入居者の心身の状況及び嗜好を考慮した食事を提供するものとする。

2 施設は、入居者の心身の状況に応じて、適切な方法により、食事の自立について必要な支援を行うものとする。

3 施設は、入居者の生活習慣を尊重した適切な時間に食事を提供すると共に、入居

者がその心身の状況に応じてできる限り自立した食事を摂ることが出来るよう必要な時間を確保するものとする。

- 4 施設は、入居者が相互に社会的関係を築くことが出来るよう、その意思を尊重しつつ、入居者が共同生活室で食事を摂ることを支援する。

(相談及び援助)

第 18 条 施設は、常に入居者の心身の状況、その置かれている環境等の的確な把握に努め、入居者又はその家族に対し、その相談に適切に応じると共に、必要な助言その他の援助を行うものとする。

(社会生活上の便宜の提供等)

第 19 条 施設は、入居者の嗜好に応じた趣味、教養又は娯楽に係る活動の機会を提供すると共に、入居者が自律的に行うこれらの活動を支援するものとする。

- 2 施設は、入居者が日常生活を営む上で必要な行政機関に対する手続きについて、その者又はその家族が行うことが困難である場合は、その者の同意を得て代って行うものとする。
- 3 施設は、常に入居者の家族との連携を図ると共に、入居者とその家族との交流等の機会を確保するよう努めるものとする。
- 4 施設は、入居者の外泊の機会を確保するよう努めるものとする。

(利用料その他の費用の額)

第 20 条 施設は、法定代理受領サービスに該当する施設サービスを提供した際には、入居者から利用料の一部として、指定地域密着型介護福祉施設入所者生活介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該施設に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払いを受けるものとする。

- 2 施設は、法定代理受領サービスに該当しない施設サービスを提供した際に入居者から支払いを受ける利用料の額と、地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。
- 3 施設は前 2 項の支払いを受ける額のほか、次に掲げる費用の額の支払いを入居者から受けることができる。

(1) 食事の提供に要する費用 1, 6 0 0 円／日

(2) 居住に要する費用 ユニット型個室 2, 8 5 1 円／日

(3) 厚生労働大臣の定める基準に基づき、入居者が選定する特別な食事の提供を

行ったことに伴い必要となる費用	実費（別途消費税要）
(4) 重金品管理料	50円／日
(5) レクリエーション、クラブ活動の材料代等	材料代等の実費
(6) 複写代	複写物1枚につき10円
(7) 居室に持ち込まれる電化製品の電気代（税込）	
	テレビ 10円／日
	冷蔵庫 26円／日
	電気カーペット（2畳サイズ） 60円／日

(8) ゲストルーム 2,000円／1部屋：24時間当り

(9) 施設サービスにおいて提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものにかかる費用であって、入居者に負担させることが適当と認められるもの。（実費）

(10) 第1号及び第2号について、介護保険施行規則第83条の6又は同規則第172条の2の規定により、介護保険負担限度額認定証の交付を受けた者にあつては、当該認定証に記載されている負担限度額とする。

(11) 第2号について、入院又は外泊中は居住費を徴収することができるものとする。ただし、入院又は外泊中のベッドを短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護に利用する場合は、当該入居者から居住費を徴収せず、短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護利用者から短期入所の滞在費を徴収する。

4 施設は、第3項各号に掲げる費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ入居者又は家族に対し、当該サービスの内容、費用の額について説明を行い、入居者及び家族の同意を得るものとする。

5 施設は、第3項各号に定める利用料について、経済状況の著しい変化その他やむを得ない理由がある場合、入居者に対して変更前までに説明を行い、当該利用料の相当額に変更する。

（保険給付のための証明書交付）

第21条 施設は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型介護福祉施設サービスに係る費用の支払いを受けた場合は、その提供した指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービ

ス提供証明書を入居者に対して交付するものとする。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第 22 条 施設の入居者は、次の各号に掲げる事項を守り、相互の親睦と融和に努めなければならない。

- (1) 火気の取り扱いに注意し、所定の場所以外で喫煙しないこと。
- (2) 居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用する。建物、備品その他の器具を破損し、または持ち出さないこと。
- (3) けんか、口論または暴力行為等、他人の迷惑になることをしないこと。
- (4) 施設内で、他人に対し宗教活動及び政治活動、営利活動を行わないこと。

2 施設長（管理者）は、入居者が次の各号に該当すると認めたときは、当該入居者の保険者に対し、所定の手続きにより、施設サービスの提供の中止等の措置を行うものとする。

- (1) 施設の秩序を乱す行為をしたとき。
- (2) 偽りその他不正の行為によって保険給付を受け、または受けようとしたとき。
- (3) 故意にこの規定等に違反したとき。

(緊急時における対応)

第 23 条 施設の職員等は、施設サービスの提供を行っているときに入居者に病状の急変が生じた場合、その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関への連絡を行うなどの必要な措置を講じるものとする。

2 入居者に対する施設サービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族・市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずる。また、賠償すべき事故が発生した場合には損害賠償を速やかに行うものとする。

(事故発生時の対応)

第 24 条 施設は、入居者に対する指定地域密着型介護老人福祉施設サービスの提供により事故が生じた場合は速やかに市町村、入居者の家族に連絡を行うと共に必要な措置を講じるものとする。

2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行うものとする。

3 施設は、事故の状況および講じた措置について記録し、発生の実態およびその分析を行い、改善策を職員に周知徹底し再発の防止に努める。

- 4 施設は、事故発生防止のための指針を整備し、職員に対する研修を定期的に行う。

(非常災害対策)

第 25 条 施設は、非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等の災害に対する計画を作成し、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定める。

- 2 施設は年 2 回以上、定期的に避難、救出その他必要な訓練（うち 1 回は夜間または夜間想定訓練）を行う。

(運営推進会議)

第 26 条 施設の行う指定介護老人福祉施設入所者生活介護を地域に開かれたサービスとし、サービスの質の確保を図ることを目的として、運営推進会議を設置する。

- 2 運営推進会議は利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、茨木市または地域包括支援センターの職員および地域密着型介護老人福祉施設についての知見を有する者で構成するものとする。
- 3 運営推進会議の開催は概ね 2 ヶ月に 1 回以上とする。
- 4 運営推進会議は指定介護老人福祉施設入所者生活介護の活動状況を報告し、評価を受けるとともに、必要な要望、助言を聴く機会とする。

(衛生管理)

第 27 条 施設は、入居者の使用する食器その他の設備又は引用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医薬品及び医療器具の管理を適正に行う。

- 2 施設は、感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 28 条 施設は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。
- (3) 従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的を実施する。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。

2 施設は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（緊急やむを得ず身体拘束等を行う場合の手続き）

第29条 施設は、施設サービスの提供にあたっては、当該入居者又は他の入居者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他入居者の行動を制限する行為を行わない。

2 施設は、前項の身体拘束等を行う場合には、次のとおり取り扱うものとする。

(1) 身体拘束廃止委員会を設置する

(2) 「身体拘束に関する説明書・経過観察記録」に身体拘束を行う場合、態様及び時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得なかった理由を記録する。

(3) 入居者又は家族に説明し、その他方法がなかったか改善方法を検討する。

（苦情処理）

第30条 施設は、提供した施設サービスに関する入居者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講ずるものとする。

2 施設は、前項の苦情を受け付けた場合は、当該苦情の内容等を記録する。

3 施設は、提供した施設サービスに関し、市町村が行う文書その他物件の提出若しくは提示の求め、又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、入居者からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

4 施設は、市町村からの求めがあった場合は、前項の改善の内容を市町村に報告する。

5 施設は、提供した施設サービスに関する入居者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

6 施設は、国民健康保険団体連合会の求めがあった場合は、前項の改善の内容を報告する。

(個人情報の保護)

第 31 条 施設の職員は、正当な理由がなく、その業務上知り得た入居者又は家族の秘密を漏らしてはならない。

2 施設は、職員が退職した後も、正当な理由がなく、業務上知り得た入居者またはその家族の秘密を漏らすことがないように、雇用契約にその旨明記する等、必要な措置を講じるものとする。

3 施設は、居宅介護支援事業者に対して、入居者に関する情報を提供する際にはあらかじめ文書により入居者の同意を得るものとする。

4 事業者は、個人情報保護法に則し、個人情報を使用する際に、利用者及びその家族の個人情報の利用目的を公表する。

(居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止)

第 32 条 施設は、居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、要介護被保険者に当該施設を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を供与しない。

2 施設は、居宅介護支援事業者またはその従業者から、当該施設からの退居者を紹介することの対償として、金品その他財産上の利益を収受しない。

(重要事項の揭示)

第 33 条 施設は、当該施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料、苦情処理体制の概要その他サービスの選択に資すると認められる重要事項を揭示する。

(会計の区分)

第 34 条 施設は、施設サービスの事業会計と他の事業会計とを区分するものとする。

(記録の整備)

第 35 条 施設は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 施設は、入居者に対する施設サービスの提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、そのサービスを提供した日から 5 年間保存する。

(1) 施設サービス計画

(2) 提供した具体的なサービスの内容等の記録

- (3) 身体拘束等の態様及びその時間、その際の入居者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 入居者に関する保険者への通知に関する記録
- (5) 苦情の内容等の記録
- (6) 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録。

(その他運営に関する留意事項)

第36条 施設は、従業者の資質向上のために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証、整備する。

- (1) 採用時研修 採用後12ヵ月以内
- (2) 継続研修 年2回

2 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は大阪府社会福祉事業団と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附則

この規程は、平成23年3月1日から施行する。
この規程は、平成23年4月1日から施行する。
この規程は、平成24年4月1日から施行する。
この規程は、平成25年1月1日から施行する。
この規程は、平成25年3月1日から施行する。
この規程は、平成25年4月1日から施行する。
この規程は、平成27年4月1日から施行する。
この規程は、平成28年10月1日から施行する。
この規程は、平成28年12月1日から施行する。
この規程は、平成29年4月1日から施行する。
この規程は、平成30年4月1日から施行する。
この規程は、平成30年11月1日から施行する。
この規程は、平成31年4月1日から施行する。
この規程は、令和元年10月1日から施行する。
この規程は、令和2年7月1日から施行する。
この規程は、令和3年8月1日から施行する。
この規程は、令和3年12月1日から施行する。
この規程は、令和4年6月1日から施行する。

この規程は、令和 5 年 1 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この規程は、令和 7 年 5 月 1 日から施行する。